

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号, 同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2020 年 4 月 10 日

愛知県名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力株式会社

愛知県名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力パワーグリッド株式会社

2020年4月10日

吸収分割に係る事後開示事項

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

林 欣吾

社長執行役員



名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代表取締役

市川 弥生

社長執行役員



中部電力株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び中部電力パワーグリッド株式会社（2020年4月1日付で「中部電力送配電事業分割準備株式会社」から商号変更。以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2019年4月26日付で締結した吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年4月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社が営む一般送配電事業等（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2020年4月1日
2. 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定に基づき、吸収分割会社に対して本件分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過
吸収分割会社は、会社法第785条第3項及び第4項の規定に基づき、2020年2月19日付で、株主に対して電子公告を行いました。同条第1項の規定に従い吸収分割会社に株式買取請求をした株主は存在しませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続の経過

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2020 年 2 月 19 日付の官報公告及び電子公告により、債権者に対して公告を行ったところ、同条第 1 項の規定に従い吸収分割会社に対して異議を述べた債権者は 2 名おりました。吸収分割会社としては、いずれの債権も存在しないものと考えておりますが、仮に当該債権が存在するとしても、当該債権に対する弁済が確実であり、本件分割をしてもいずれの債権者も害するおそれがないため、当該債権について弁済等を行いませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して本件分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、本件分割は、同社の同意をもって、吸収分割承継会社の株主総会の承認決議を経ていることから、反対株主は存在しないため、該当事項はありません。

なお、吸収分割会社が会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社に該当するため、吸収分割承継会社は、同法第 797 条第 3 項に基づく通知を実施しておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 2 月 19 日付の官報により、債権者に対して公告を行いましたが、債権者からの異議の申述はありませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は 2 兆 1,300 億円（概算値）、負債の額は 2,200 億円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 4 月 8 日

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1) 本件分割に際し、吸収分割承継会社が増加させる資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

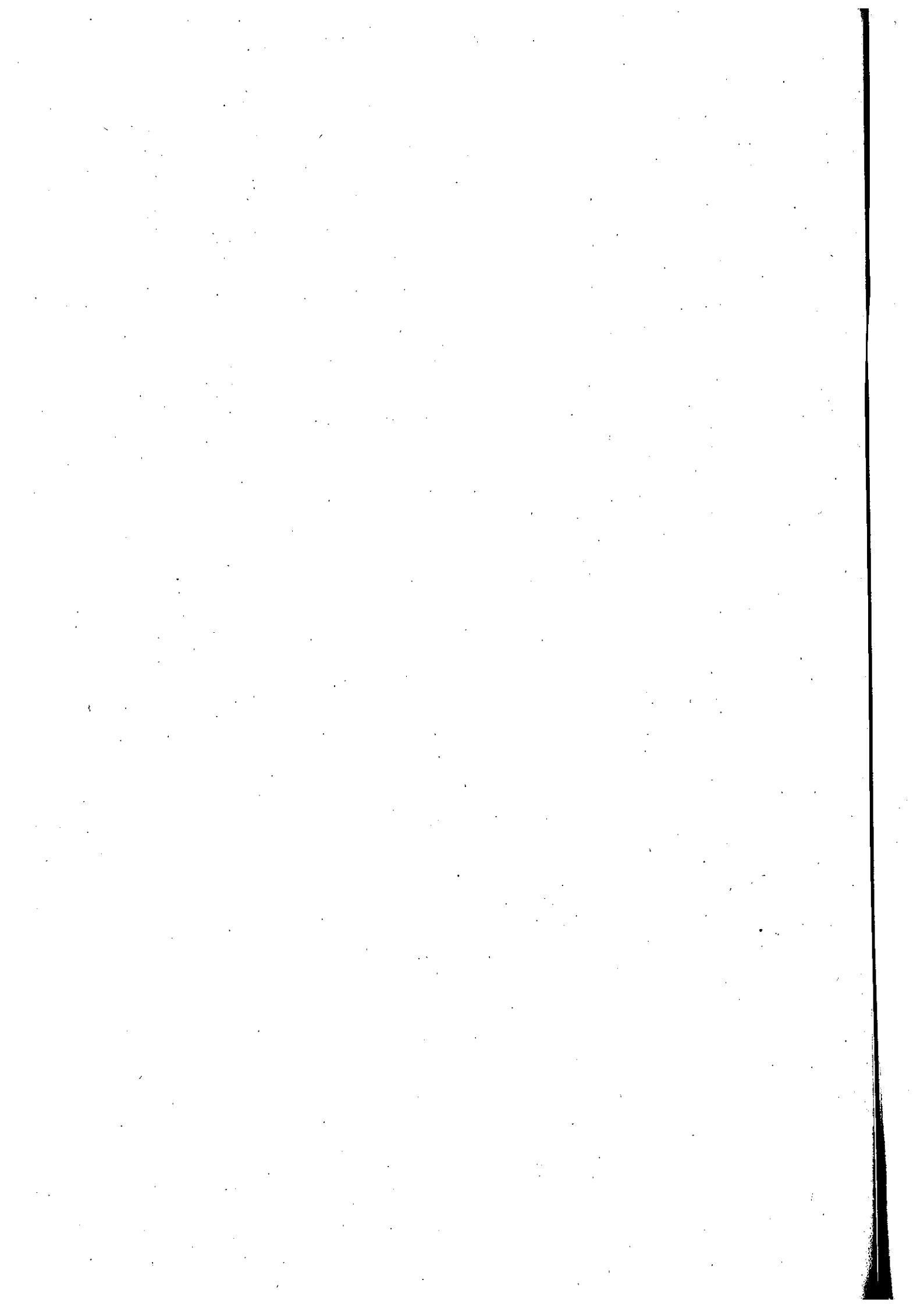
資本金	399 億 9,500 万円
資本準備金	99 億 9,500 万円
利益準備金	0 円

(2) 吸収分割承継会社は、本件分割に際し、新たに発行した普通株式 1,890 万株を吸収分割会社に交付いたしました。

(3) 吸収分割会社は、本件吸収分割に際し、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条の規定に基づく協議並びに会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号）第 2 条の規定に基づく労働者及び労働組合への通知等を行いました。所定の期間内に異議を述べた労働者はありませんでした。

以 上





原本と相違ないことを

証明いたします。

2020年4月10日

中部電力株式会社

代表取締役社長
社長執行役員

林 欣壽



